

## 「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和〇年〇月〇日  
環境省水・大気環境局  
水環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

#### (1) 意見募集の対象農薬

ピリダクロメチル、メトブロムロン、メフェントリフルコナゾール

#### (2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

#### (3) 意見募集期間

令和5年1月26日（木）～ 令和5年2月24日（金）

#### (4) 意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

#### (5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の結果

#### (1) 御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 3通
- ・郵送 0通

#### (2) 御意見の延べ総数 3通

#### (3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

提出された御意見のうち1通は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>・意見 農薬による水質汚濁の結果、水道水に含まれる基準の農薬が緩和されるといった逆転現象が起こっています。 水道水は、安全な水として国民が飲用したり料理に使用する用途もあるため、農薬による水質汚濁は本来あってはならないものだと思います。 なので、今回挙げられている農薬は、使用禁止にするのは、どうか。</p> <p>・理由 見た目が綺麗な野菜や穀物よりも生きるうえで必要なものは綺麗な水だから、です。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。</p>
2	<p>なんか水道水にどんどん農薬が混ぜられてるような気がします。 やめてください。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。</p>